

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月9日

【中間会計期間】 第26期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

【会社名】 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

【英訳名】 Golf Digest Online Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂 信也

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 (03)5656-2888

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 中村 怜

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 (03)5656-2888

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 中村 怜

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 中間連結会計期間	第26期 中間連結会計期間	第25期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高 (千円)	25,332,051	27,918,580	52,918,122
経常利益又は経常損失 () (千円)	258,999	480,888	353,182
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	277,715	1,040,713	158,775
中間包括利益又は包括利益 (千円)	317,384	1,187,068	218,748
純資産額 (千円)	1,826,843	608,155	1,732,751
総資産額 (千円)	47,216,899	49,112,223	46,700,339
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 () (円)	4.60	68.64	12.98
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4.59	-	-
自己資本比率 (%)	3.8	1.2	3.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,364,520	455,360	4,564,680
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,912,147	1,498,471	3,542,652
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	368,781	302,544	692,890
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	2,287,908	2,089,564	2,793,940

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第25期及び第26期中間連結会計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、以下に記載の「継続企業の前提に関する重要事象等について」を除き、重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、一部の借入金及び種優先株式について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております（契約ごとに条項は異なります）。本条項に抵触し、金融機関及び優先株主より債権行使がなされた場合には、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前連結会計年度末において、親会社株主に帰属する当期純利益を1,250百万円以上の金額とするという利益維持基準を下回ったことにより複数の金融機関及び優先株主と締結しているシンジケートローン及び優先株式投資契約に付されている財務制限条項への抵触が生じましたが、2024年6月28日付で契約更新を行った結果、当中間連結会計期間末において財務制限条項の抵触事由は解消しております。

以上の結果、当社グループの継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当中間連結会計期間（2024年1月1日～2024年6月30日）において、国内の経済・消費活動は観光業を中心に回復に向っております。一方、世界経済は、資源価格の高騰や不安定な為替の動向等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

インターネットを取り巻く環境は、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等が成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており、様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても進化するデジタル技術や生活スタイルの変化に伴い、ゴルファーの需要スタイルも多様化し日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。また、2024年2月に公表した中期経営計画に基づき、利益率改善に向けて各種取組を実行してまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間（2024年1月1日～2024年6月30日）の売上高は27,918百万円（前年同期比10.2%増）となりました。また利益面では、各種取組みにより市場環境が厳しい中でも一部サービスの利益率や非財務指標が改善し業績に好影響を及ぼす点もありましたが、日米での物価高騰の影響、国内における当初計画に即したIT投資の実施、海外においてGOLFTECコーチの確保及び事業拡大に向けた投資等から営業損失1,104百万円（前年同期は営業損失239百万円）となりました。一方、円安の影響から為替差益954百万円を計上する等、経常損失480百万円（前年同期は経常利益258百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失1,040百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益277百万円）となりました。

主要セグメント別の業績は次のとおりであります。

「国内」セグメント

当中間連結会計期間における「国内」セグメントの業績は、売上高13,943百万円（前年同期比0.3%減）となりました。また、ゴルフ用品販売事業において売上総利益率の改善が見られましたが、国内事業全体として物価高騰の影響や当初計画に即したIT投資の実施等からセグメント利益は533百万円（前年同期比14.7%減）となりました。

「海外」セグメント

当中間連結会計期間における「海外」セグメントの業績は、ゴルフ弾道測定器事業を中心に各サービスとも順調に成長したことに加え、為替の影響もあり売上高13,975百万円（前年同期比23.2%増）となりました。一方、GOLFTEC事業におけるコーチ増員や事業拡大のための先行費用等によりセグメント損失は1,637百万円（前年同期はセグメント損失864百万円）となりました。

（2）財政状態の分析

当中間連結会計期間末の財政状況は、総資産49,112百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,411百万円増加しました。負債は、前連結会計年度末に比べ3,536百万円増加の48,504百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて1,124百万円減少し、608百万円となりました。

資産については、有形固定資産が1,153百万円、無形固定資産が1,001百万円増加しました。負債については、短期借入金が1,415百万円、契約負債が815百万円、リース債務(長期)が501百万円増加した一方、長期借入金が298百万円減少しました。利益剰余金は1,040百万円の減少となりました。

（3）キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して704百万円減少し、2,089百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、455百万円の収入（前年同期は1,364百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失584百万円のほか、非資金項目である減価償却費1,701百万円、のれん償却額624百万円の計上があった一方で、営業活動に関連しない為替差益907百万円を除外したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,498百万円の支出（前年同期は1,912百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出714百万円、無形固定資産の取得による支出807百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、302百万円の収入（前年同期は368百万円の収入）となりました。これは主に、短期借入金の借入による純増加額1,067百万円が長期借入金の返済による支出763百万円を上回ったことによるものであります。

（4）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間末において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（5）事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,164,000
A種優先株式	60,000
計	59,224,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,274,000	18,274,000	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
A種優先株式	60,000	60,000		単元株式数 1株(注)
計	18,334,000	18,334,000		

(注) 当社の定款「第2章の2 種類株式」において、種類株式について次のとおり定めております。また、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めております。

(第2章の2 種類株式)

(A種優先株主に対する剰余金の配当)

- 第11条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。)に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
- 2 A種優先配当金の額は、100,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、A種優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき(第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。)は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。
- 3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本項において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当

年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 5 A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

（A種優先株主に対する剰余財産の分配）

第11条の3 当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本剰余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、剰余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本剰余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、剰余財産の分配は行わない。
- 3 A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
- 4 A種優先株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。

（A種優先株主の議決権）

第11条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5 A種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。）でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の5営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

- 2 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当社は、2022年11月25日以降（同日を含む。但し、2024年11月25日以降（同日を含む。）2025年5月24日（同日を含む。）までの期間を除く。）当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内にお

いて、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

（A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理）

第11条の8 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

（2）【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年6月30日	-	普通株式 18,274,000 A種優先株式 60,000	-	1,458,953	-	1,420,071

(5) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
石坂 信也	アメリカ合衆国カリフォルニア州	3,241,200	17.74
(株)ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋6-18-5	1,750,000	9.58
(株)モーターマガジン社	東京都港区新橋5-33-10	1,600,000	8.76
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂イン ターシティAIR	1,323,100	7.24
木村 玄一	東京都大田区	1,150,000	6.29
木村 正浩	東京都港区	800,000	4.38
(株)日本カストディ銀行(年金特金口)	東京都中央区晴海1-8-12	172,000	0.94
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	145,800	0.80
伊藤 修武	東京都渋谷区	136,700	0.75
(株)SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	117,678	0.64
計		10,436,478	57.11

(注) 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式の総数から議決権のない自己株式(393株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付信託(BBT)」に係る(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式67,600株が含まれておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
石坂 信也	アメリカ合衆国カリフォルニア州	32,411	17.74
(株)ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋6-18-5	17,500	9.58
(株)モーターマガジン社	東京都港区新橋5-33-10	16,000	8.76
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂イン ターシティAIR	13,231	7.24
木村 玄一	東京都大田区	11,500	6.30
木村 正浩	東京都港区	8,000	4.38
(株)日本カストディ銀行(年金特金口)	東京都中央区晴海1-8-12	1,720	0.94
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	1,458	0.80
伊藤 修武	東京都渋谷区	1,367	0.75
(株)SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,176	0.64
計		104,363	57.13

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	60,000		2022年11月25日を払込期日とする第三者割当増資により発行されたA種優先株式となります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,266,400	182,664	
単元未満株式	普通株式 7,300		
発行済株式総数	18,334,000		
総株主の議決権		182,664	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、「株式給付信託(BBT)」に係る(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式67,600株(議決権676個)が含まれています。

【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)ゴルフダイジェスト・ オンライン	東京都品川区東五反田 2-10-2	300		300	0.0
計		300		300	0.0

(注) 上記の他、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式67,600株は、上記「自己名義所有株式数」に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社は連結財務諸表規則第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,793,940	2,089,564
売掛金	3,520,712	3,851,982
商品	6,060,449	6,080,721
仕掛品	1,465	3,819
貯蔵品	239,369	257,066
その他	2,170,818	2,730,592
貸倒引当金	14,318	11,839
流動資産合計	14,772,437	15,001,906
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,205,687	9,656,059
工具、器具及び備品	3,833,303	4,613,099
使用権資産	9,271,216	9,765,480
その他	329,856	110,265
減価償却累計額	5,467,043	6,818,165
有形固定資産合計	16,173,019	17,326,739
無形固定資産		
のれん	8,084,462	8,525,532
その他	6,623,252	7,184,132
無形固定資産合計	14,707,714	15,709,664
投資その他の資産		
その他	1,054,142	1,081,093
貸倒引当金	6,974	7,180
投資その他の資産合計	1,047,168	1,073,912
固定資産合計	31,927,902	34,110,317
資産合計	46,700,339	49,112,223

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,620,101	3,344,350
短期借入金	6,771,525	8,187,116
1年内返済予定の長期借入金	1,493,351	1,555,175
未払法人税等	430,797	543,081
契約負債	6,068,296	6,883,441
賞与引当金	-	40,008
ポイント引当金	32,302	40,716
株主優待引当金	44,434	46,513
資産除去債務	12,677	-
その他	5,487,713	5,840,614
流動負債合計	22,961,200	26,481,017
固定負債		
長期借入金	11,723,470	11,425,018
リース債務	9,304,577	9,805,657
役員退職慰労引当金	133,002	139,008
役員株式給付引当金	40,350	42,500
資産除去債務	370,530	371,922
その他	434,456	238,942
固定負債合計	22,006,387	22,023,050
負債合計	44,967,587	48,504,067
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,458,953	1,458,953
資本剰余金	111,402	170,951
利益剰余金	166,976	1,207,689
自己株式	80,253	77,517
株主資本合計	1,323,125	344,698
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	407,294	260,940
その他の包括利益累計額合計	407,294	260,940
新株予約権	2,331	2,517
純資産合計	1,732,751	608,155
負債純資産合計	46,700,339	49,112,223

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月 30日)
売上高	25,332,051	27,918,580
売上原価	16,621,600	18,939,784
売上総利益	8,710,451	8,978,796
販売費及び一般管理費	8,950,093	10,083,249
営業損失()	239,641	1,104,452
営業外収益		
受取利息	435	18
為替差益	542,591	954,138
助成金収入	239,587	-
その他	15,116	22,512
営業外収益合計	797,730	976,670
営業外費用		
支払利息	296,429	347,286
その他	2,659	5,819
営業外費用合計	299,089	353,105
経常利益又は経常損失()	258,999	480,888
特別利益		
固定資産売却益	12,600	34,959
資産除去債務履行差額	-	8,873
特別利益合計	12,600	43,832
特別損失		
固定資産除却損	38	14,273
訴訟関連損失	-	86,534
特別退職金	-	42,810
その他	-	4,226
特別損失合計	38	147,844
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	271,561	584,900
法人税、住民税及び事業税	173,761	485,359
法人税等調整額	179,915	29,545
法人税等合計	6,153	455,813
中間純利益又は中間純損失()	277,715	1,040,713
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()	277,715	1,040,713

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
中間純利益又は中間純損失()	277,715	1,040,713
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	39,668	146,354
その他の包括利益合計	39,668	146,354
中間包括利益	317,384	1,187,068
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	317,384	1,187,068

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	271,561	584,900
減価償却費	1,366,920	1,701,946
のれん償却額	543,523	624,251
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,138	8,413
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,133	3,496
賞与引当金の増減額(は減少)	29,700	40,008
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6,006	6,006
株主優待引当金の増減額(は減少)	12,149	2,079
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	9,749	4,886
受取利息及び受取配当金	435	18
支払利息	296,429	347,286
為替差損益(は益)	546,493	907,053
訴訟関連損失	-	86,534
特別退職金	-	42,810
資金調達費用	998	998
固定資産除却損	38	14,273
売上債権の増減額(は増加)	264,037	184,448
棚卸資産の増減額(は増加)	362,170	218,523
仕入債務の増減額(は減少)	330,803	565,050
契約負債の増減額(は減少)	29,918	77,880
その他の資産の増減額(は増加)	26,093	322,772
その他の負債の増減額(は減少)	86,953	505,489
その他	8,998	18,619
小計	1,560,779	1,251,389
利息及び配当金の受取額	435	18
利息の支払額	264,226	342,287
訴訟関連損失の支払額	-	52,323
特別退職金の支払額	-	42,810
法人税等の支払額	67,531	358,626
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,364,520	455,360

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
事業譲受による支出	2 35,094	-
有形固定資産の取得による支出	1,088,946	714,023
無形固定資産の取得による支出	799,780	807,165
敷金の回収による収入	114	-
敷金の差入による支出	1,090	3,808
その他	12,650	26,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,912,147	1,498,471
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,201,896	1,067,034
長期借入金の返済による支出	731,451	763,339
ファイナンス・リース債務の返済による支出	389	-
資金調達費用の支出	998	998
配当金の支払額	100,275	152
財務活動によるキャッシュ・フロー	368,781	302,544
現金及び現金同等物に係る換算差額	45,261	36,190
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	133,584	704,376
現金及び現金同等物の期首残高	2,421,492	2,793,940
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 2,287,908	1 2,089,564

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

財務制限条項

当社グループの一部の借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)及びA種優先株式について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております(契約ごとに条項は異なります)。

なお、前連結会計年度末において財務制限条項への抵触が生じましたが、2024年6月28日付で契約更新を行った結果、当中間連結会計期間末において財務制限条項の抵触事由は解消しております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
従業員給与	2,379,905千円	2,623,277千円
賞与引当金繰入額	29,904	39,558
退職給付費用	57,639	58,311
役員退職慰労引当金繰入額	6,006	6,006
株主優待引当金繰入額	12,149	2,079
貸倒引当金繰入額	12,129	7,498
ポイント引当金繰入額	1,138	8,413
役員株式給付引当金繰入額	9,749	7,412

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	2,287,908千円	2,089,564千円
現金及び現金同等物	2,287,908千円	2,089,564千円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受に係る資産及び負債の主な内訳

当社グループが事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の対価と事業譲受による支出は次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
固定資産	8,699 千円
のれん	158,355
為替換算調整勘定	2,602
事業譲受の対価	164,451
条件付取得対価	129,357
現金及び現金同等物	-
差引：事業譲受による支出	35,094

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	100,504	5.50	2022年12月31日	2023年3月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式への配当385千円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年8月9日 取締役会	普通株式	73,094	4.00	2023年6月30日	2023年9月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式への配当280千円が含まれております。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,992,338	11,339,713	25,332,051	-	25,332,051
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	27,452	27,452	27,452	-
計	13,992,338	11,367,165	25,359,503	27,452	25,332,051
セグメント利益又は損失 ()	625,074	864,716	239,641	-	239,641

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,943,508	13,975,072	27,918,580	-	27,918,580
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	117,238	117,238	117,238	-
計	13,943,508	14,092,310	28,035,819	117,238	27,918,580
セグメント利益又は損失 ()	533,184	1,637,637	1,104,452	-	1,104,452

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

(収益認識関係)

売上高の分解

当社グループは、売上高を主要なサービス及び収益認識の時期に基づき分解しております。分解した売上高と各報告セグメントの関連は次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

セグメント	(単位：千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	9,436,925	2,439,301	11,876,227
ゴルフレッスン	488,236	6,477,602	6,965,838
ゴルフ場予約	2,651,634	-	2,651,634
ゴルフ練習場事業	725,671	-	725,671
ゴルフ弾道測定器事業	-	2,067,023	2,067,023
その他のサービス	689,870	355,785	1,045,656
	<u>13,992,338</u>	<u>11,339,713</u>	<u>25,332,051</u>
収益認識の時期			
一時点で移転される財	12,896,995	4,500,545	17,397,540
一定期間にわたり移転されるサービス	1,095,343	6,839,167	7,934,511
	<u>13,992,338</u>	<u>11,339,713</u>	<u>25,332,051</u>

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

セグメント	(単位：千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	9,439,857	3,115,576	12,555,433
ゴルフレッスン	451,987	7,727,943	8,179,930
ゴルフ場予約	2,587,382	-	2,587,382
ゴルフ練習場事業	852,936	-	852,936
ゴルフ弾道測定器事業	-	2,764,172	2,764,172
その他のサービス	611,344	367,380	978,724
	<u>13,943,508</u>	<u>13,975,072</u>	<u>27,918,580</u>
収益認識の時期			
一時点で移転される財	12,932,274	5,709,424	18,641,698
一定期間にわたり移転されるサービス	1,011,234	8,265,647	9,276,882
	<u>13,943,508</u>	<u>13,975,072</u>	<u>27,918,580</u>

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失()	4円60銭	68円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失() (千円)	277,715	1,040,713
普通株主に帰属しない金額 (千円)	194,052	208,852
(うち優先配当額) (千円)	(194,052)	(208,852)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純 利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属す る中間純損失() (千円)	83,663	1,249,566
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,203,607	18,204,491
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	4円59銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	6,040	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 株式給付信託(BBT)の信託口が保有する当社株式を「1株当たり中間純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前中間連結会計期間70,000株、当中間連結会計期間69,116株)。

2. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月9日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木村 圭佑
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して

いないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。